

◆◆トピックス①◆◆

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

“基金制度見直し改正法”成立 ～5年で代行制度の廃止が法制化～

AIJ投資顧問による2000億円の年金資産消失事件から1年4ヶ月、ついに厚生年金基金制度の廃止に向けた法改正が成立した。これで、全国の555基金(平成25年6月1日現在)の殆どは5年以内に代行返上で企業年金制度に移行するか、または解散することになる。代行制度は、一部の健全基金を除き、実質的に5年で廃止となることが決定的となった。

【存続基準を満たす基金の状況(平成24年度末)】

| | 基金数() 内は基金全体の割合 |
|---------|------------------|
| 健全基金 | 約 60基金 (1割) |
| 代行割れ予備軍 | 約 350基金 (6割) |
| 代行割れ | 約 150基金 (3割) |

(注)厚生労働省推計(平成25年6月13日参議院・厚生労働委員会における香取照幸・厚生労働省年金局長の答弁にもとづくもの)

基準を満たす基金は約1割

代行制度の見直しについて

<代行制度の見直し>

- 健全基金(存続基準を満たす基金)
→施行日から5年以降: **存続可能**(ただし、毎年度財政チェック)
- 代行割れ予備軍
→施行日から5年以内: **他の制度等へ移行** or **通常解散**
施行日から5年後: **解散命令**
- 代行割れ基金
→施行日から5年以内: **特例解散**.....
施行日から5年後: **解散命令**

総合型485基金のほとんどは代行割れ予備軍または代行割れ基金なので、5年以内に“解散”、又は“代行返上”(上乘せ分を企業年金に移行)することになる。

代行割れ基金の早期解散を促すために、5年以内であれば“特例解散”の優遇措置を適用。代行不足分の分割納付(低利の固定金利で、最長30年返済)、連帯債務は廃止。

<解散要件の見直し>

- 手続き要件を緩和(同意基準の3分の2へ引き下げ等)
- 理由要件(母体企業の経営悪化等)を廃止

<最低責任準備金の計算方法の精緻化>

- 0.875見直し・期ずれ解消

特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応について

- 代行割れ基金は、一定の要件(今後、政令で示される)を満たせば、施行日から5年以内に特例解散の適用が可能。
- 分割納付について、**納付期間を30年に延長、連帯債務は廃止**。

| | |
|-------------------|-----|
| 厚生基金制度見直し改正法成立 | 1 |
| 「代行割れ」基金は早期解散がベスト | 2・3 |
| 将来選択肢と負担額シミュレーション | 4 |

◆書籍案内◆

増補・改訂版発売中!

年金倒産 企業を脅かす もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金制度の構造的欠陥。生き残りのため、企業がなすべきこととは。

著者:当社代表 宮原英臣
発売元:株式会社7シジレント社
定価:本体1500円(税込)

◆セミナー情報◆

厚生年金基金対策セミナー 基金見直し法成立 “厚生年金基金”問題に どう対処する!?

東京開催

・7月11日(木)

・7月25日(木)

大阪開催

・7月19日(金)

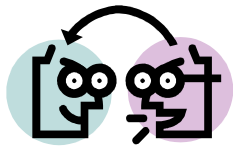
時間:13:30~15:30

参加費:1社につき5千円

同封のセミナー案内
でお申込み下さい。

ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com



◆◆トピックス②◆◆

代行制度廃止・改正法で、『代行割れ』基金は ～負担軽減のためには早期解散がベスト～

Ovalニュースレターのバックナンバーは下記のウェブサイトをご参照下さい。

www.oval-rms.com

35号

- 厚生年金基金改正法衆議院審議中
- 厚年基金制度見直しのプロセス
- 厚年基金の将来方向性の決定時期
- 上場企業、株主総会の準備は

34号

- 総合型基金の解散現場の声
- 受給者の年金減額は有効か
- 解散の準備に走る厚生年金基金

33号

- 命運尽きた総合型厚生年金基金
- 厚労省“法改正案”
- 厚労省“試案”による法改正の影響

32号

- 厚労省試案発表
- 試案の概要、解説
- 試案の独自評価

31号

- 任意脱退を巡る訴訟に「脱退の自由」認める
- 日本交通基金のケース
- 尾西毛織基金のケース
- 有識者会議報告

30号

- 企業年金実態調査
- AIJ事件であぶり出された企業年金の間

29号

- 「年金倒産」連鎖は続く神戸タクシー基金の例
- 金融機関は「代行返上」をすでに完了
- 厚生年金基金制度の仕組みに答えます
- 実質破綻の「指定基金」全国で81基金

改正法の下で「代行割れ基金」のケースを取り上げてみると、選択肢とそれに伴う事業主の負担は、ある基金の場合には以下のようにになると推計された。

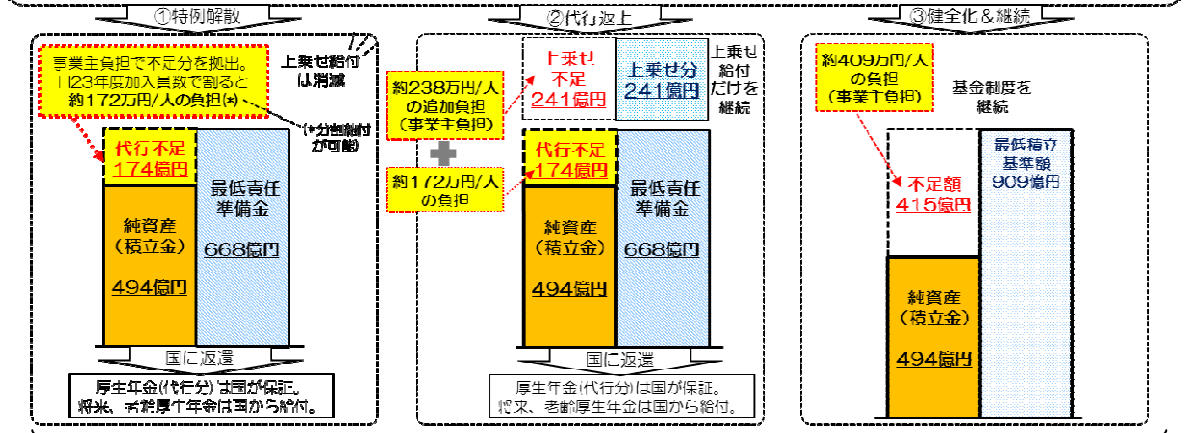
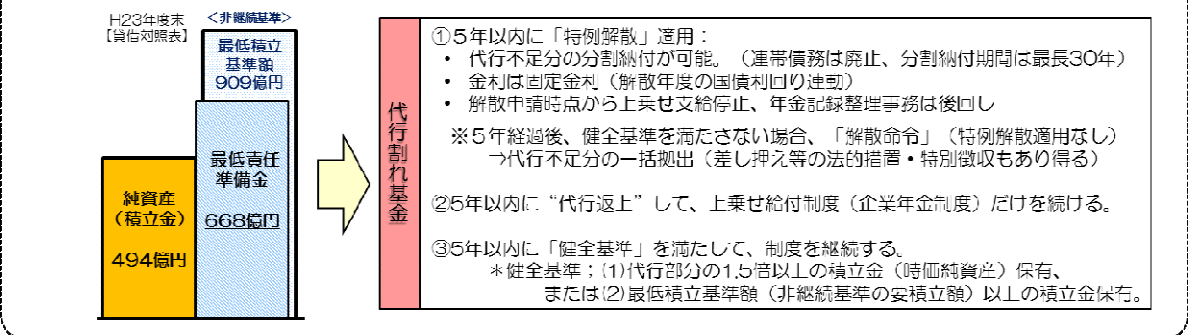
◆ 代行返上中の基金を除く560基金（平成24年度末）の区分

| | | |
|-------------|---------|---|
| (60基金) | 健全基金 | <ul style="list-style-type: none"> □ 存続する場合の健全基準：①または② <ul style="list-style-type: none"> ① 最低責任準備金（代行部分債務）の1.5倍以上の純資産（時価積立金）保有、または ② 最低積立基準額（非継続基準の要積立額）以上の純資産（時価積立金）保有 |
| (約350基金・6割) | 代行割れ予備軍 | <ul style="list-style-type: none"> □ 5年以内に、代行返上等による他の制度へ移行： <ul style="list-style-type: none"> ● DB（確定給付企業年金）、DC（確定拠出企業年金）、中退共などへの移行 ● 移行支援策としての規制緩和 □ 5年以内に「通常解散」：（5年経過後は「解散命令」） <ul style="list-style-type: none"> ● 代行割れしていなければ、事業主の拠出負担なし。 □ 存続する場合は健全基準を満たすこと： <ul style="list-style-type: none"> ● 最低積立基準額以上の資産積立 |
| (約150基金・3割) | 代行割れ基金 | <ul style="list-style-type: none"> □ 5年以内の解散には「特例解散」適用： <ul style="list-style-type: none"> ● 分割納付の際の連帯債務は廃止 ● 分割納付期間は最長30年 ● 金利は固定金利（解散年度の国債利回り連動） ● 解散申請時点から上乗せ支給停止 ● 年金記録整理事務は後回し □ 5年経過後、健全基準を満たさない基金には厚労大臣が「解散命令」（特例解散適用なし）： <ul style="list-style-type: none"> ● 代行不足分の一括拠出（法的措置の特別徴収も可） |

□ 解散要件の緩和：手続き要件の緩和（同意基準を3/4から2/3に引下げ等）、理由要件（母体企業の経営悪化等）廃止
 □ 最低責任準備金の計算方法：「精緻化」（0.875係数見直し・期ズレ解消）→国に返還額の軽減効果

ある総合型基金の場合

◆ H23年度決算ベースで見ると、次の通り。（なお、法改正後は、財政基準が厳しく非継続基準で、財政状況を判定することになる。）



負担額は基金解散が最少。代行返上でも健全化でも、最低積立基準額までの不足額が事業主負担になる。



増補・改訂版
発売中!

代行制度廃止・改正法で、『代行割れ』基金は ～負担軽減のためには早期解散がベスト～

◆ 出版案内 ◆

増補・改訂版
発売中!

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのた
め、企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社フレジデント社
定価：本体1500円(税込)

Ovalニュースレターの
バックナンバーは下記
のウェブサイトをご参照
下さい。

www.oval-rms.com

厚生年金基金 対策セミナー

基金見直し法成立

「厚生年金基金」問題に
どう対処する!?

東京開催

・7月11日(木)

・7月25日(木)

大阪開催

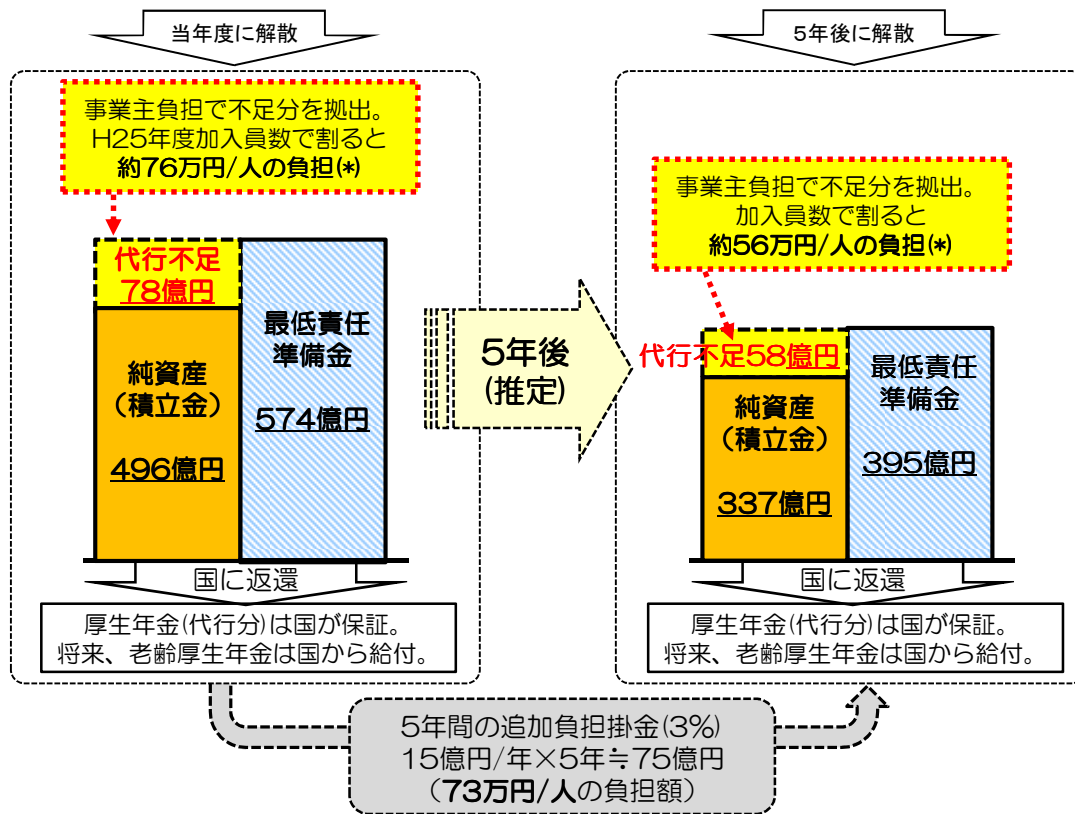
・7月19日(金)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

セミナー特典として、ご
加入基金の将来選択肢
と負担額シミュレーション
をご提供致します。申込
時に加入基金名をご記
入下さい。

では基金解散の時期はいつがいいのか。ある基金の場合の、当期解散と5年後解散の場合の負担額の比較を見ると、次のようになった。



※5年後に解散すると代行不足額は確かに減少(▲78億円→▲58億円)し、加入員一人あたりに換算した解散時負担額は76万円/人→56万円/人に減少している。しかし、5年間に負担する特別掛金額が73万円/人に上るので、5年間の負担総額は76万円/人→129万円(56万円+73万円)/人に増えている。

「5年以内の解散」と法令で年限を定められたからと言って、5年後の期限まで制度を継続すると、その間の負担額も計算してみると負担総額が結局は増えていた、ということが起きる。

特に、基礎収支が赤字に転落している(掛金収入よりも年金給付額の方が大きい)基金の場合に、このような事態が起きやすい。毎年の出血が大きい場合は、とにかく早く出血を止めることである。

Oval View (オーヴァルの視点)

代行割れ基金は、一刻も早く将来性の決定に向けての検討に入るべき。

「法改正の詳細はまだ不明だから」、「5年の時間があるので他基金の動きもみながら」、「年金を貰っている人もいるのだから慎重に」、等々様々な理由をつけて解散の動きを先送りにしようとする関係者の発言も多いようだが、時間の経過が年金資産の毀損(減少)に繋がるケースが多い。特に、指定基金など財政が極度に悪化したり、基礎収支が赤字転落している基金の場合には、早期解散が負担を減らす最善策なのは間違いない。

まずは将来シミュレーションを行って、負担総額の正しい把握をすべき。そこで、加入企業様には、将来シミュレーションを作成・提供します(次頁)。

発行：
オーヴァル
リスクマネジメント
サービスズ
日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL: 03-5333-4808
FAX: 03-5333-4809



総合型基金の加入している企業様に、 代行制度廃止の法改正の下での ☆「将来選択肢と負担額」シミュレーション☆ を、無料で作成・提供します。

◆ 出版案内 ◆

増補・改訂版発売中!

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのため、
企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社フレンジント社
定価：本体1500円(税込)

厚生年金基金 対策セミナー

基金見直し法成立

「厚生年金基金」問題に
どう対処する!?

東京開催

・7月11日(木)

・7月25日(木)

大阪開催

・7月19日(金)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

セミナー特典として、ご加入
基金の将来選択肢と負担額
シミュレーションをご提供
致します。申込時に加入
基金名をご記入下さい。

発行：
オーヴァル
リスクマネジメント
サービスズ
日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL: 03-5333-4808
FAX: 03-5333-4809

ホームページも
ご覧下さい。

www.oval-rms.com

当社のセミナーにご参加頂いた企業様で、ご要望のある企業様には、必要資料をご提供頂くなど所定の要件(当社との守秘義務契約の締結等)にご同意頂ければ、加入している基金の将来選択肢とそれに伴う負担額の推定(シミュレーション)を無料でご提供いたします。

企業社内での基金問題への対応策検討や経営への報告等にご活用頂けます。

これは加入企業様だけではなく、ご要望あれば基金様にも同様です。検討委員会や理事会等での検討用資料にもお使い頂けます。

一例ですが、次の厚生年金基金については、比較的早くシミュレーション作成が可能です。

・関東地区の指定基金他；

東京港、東京都家具、東京都鉄二、東日本硝子業、東日本ニット、東京紙商、
東京都電気工事、東京都石油業、東京機器、東京都電機、東日本プラスチック工業、
日本界面活性剤工業、全日本バルブ、全日本シティホテル、日本リネンサプライ業、
千葉県機械金属、甲信越印刷工業、東京都自動車整備、東京貨物輸送、東京薬業

・関西地区の指定基金他；

大阪府貨物輸送、大阪菓子、大阪紙商、兵庫ゴム工業、大阪鉄商、大阪織物商、
大阪金属問屋、大阪薬業、大阪自動車整備、西日本プラスチック工業、
岐阜県石油業、岐阜繊維卸売業、関西文紙事務器、西日本電設資材卸業、

Oval View (オーヴァルの視点)

まずは、加入基金の財政状況の正しい把握と、将来の選択肢およびそれが加入企業に及ぼす影響(費用負担)を踏まえた上で、今後の対応策の検討に着手することが必要です。

総合型基金の場合は、全体での意思決定に時間が掛かることもあり、また基礎収支赤字に陥っている場合には、日々出血が続いているので年金資産が刻々と減少していることを考え合わせると、5年あるからと悠長に構えている場合ではありません。

抜本的対策、根治治療にいち早く着手しないと、出血の傷口は広がるばかりです。

当社は経営コンサルタントとして、企業経営の観点から、事業を守り、社員の雇用と処遇を守るための対策をご提案致します。まずは当社セミナーにお越し頂くか、あるいは当社HP経由でお問い合わせください。(<http://www.oval-rms.com>)